

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大和町は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、職員IDやパスワードにより操作者及び操作による権限を限定し、追跡調査のためにコンピュータに使用記録の保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

大和町長

公表日

令和3年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	個人住民税は、地方税法(第三章第一節(市町村民税)及び第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料により決定するものである。 個人住民税には、市町村が課すことのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す)及び道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。 個人市町村民税および個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割及び原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割により賦課額が決定される。 これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。 なお、個人道府県民税については、地方税法第41条の規定により、個人道府県民税については「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と併せて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備。 ②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領。 ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) ④個人町民税の賦課決定、更正等。 ⑤納税者、特別徴収事業者への税額通知の発送。 ⑥賦課情報に基づく所得、課税証明書の発行。 ⑦他自治体等から大和町への調査・回答、大和町から他自治体への税務調査。 ⑧住民登録をしている住民及び外国人、住民登録外の個人及び外国人の宛名管理。 ⑨口座振替や金融機関からの振込等による徴収。 ⑩中間サーバーへの副本データの登録。 ⑪情報提供ネットワークシステム、既存システム、宛名システム間での符号の取得や住民票関係の特定個人情報の照会。
③システムの名称	個人住民税システム、申告支援システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、電子申告システム(eL-TAX)

2. 特定個人情報ファイル名

課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法9条第1項、別表第一の16の項並びに平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の27の項および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号、並びに平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号第20条	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務課 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 022-345-1111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	税務課 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 022-345-1116
-----	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]